

# 申請概要

## 1 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 村尾 和俊

## 2 申請年月日

平成29年9月1日

## 3 変更予定日

認可後、速やかに実施。

## 4 概要

現行の接続約款では、光ファイバ回線及びドライカップ<sup>※1</sup>に係る接続工事等について、接続事業者が指定した時刻にNTT東日本・西日本が実施するための手続（以下「接続工事等時刻指定手続」という。）が規定されている。

今般、接続事業者からNTT東日本・西日本に対し、平成29年10月より、接続専用線（DA128）に係る接続工事について、時刻を指定して実施したいとの要望があった。

現行の接続約款では、接続専用線（DA128）は接続工事等時刻指定手続の適用対象回線として規定されていないことから、新たに接続専用線（DA128）を追加するため、電気通信事業法（以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、NTT東日本・西日本から接続約款の変更認可申請があったものである。

※1 加入ダークファイバ、接続専用線（アクセス回線が光のもの）、メガデータネット及びドライカップ（電話重畳しないもの）（ドライカップはNTT東日本のみ。）

## 5 変更内容

### （1）変更内容の概要

現行の接続約款では、光ファイバ回線及びドライカップに限定して接続工事等時刻指定手続が規定されているため、新たに接続専用線（DA128）を適用対象回線に追加するもの。

## (2) 追加する手続の提供条件

今般追加する接続専用線（DA128）に係る当該手続の提供条件は以下のとおり。

区分	今般追加する手続の提供条件	(参考) 現行の接続工事等時刻指定手続の提供条件
対象回線	・ 接続専用線（DA128）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入ダークファイバ</li> <li>・ 接続専用線（アクセス回線が光ファイバのもの）</li> <li>・ メガデータネット</li> <li>・ ドライカップパ（NTT東日本のみ）</li> </ul>
曜日	・ 全日	・ 全日（ドライカップパは平日のみ）
時間帯	・ 昼間、夜間、深夜	・ 昼間、夜間、深夜（ドライカップパは昼間のみ）
対象	・ 工事	・ 現地調査・工事（ドライカップパは工事のみ）

(参考) 現行の接続工 事等時刻指定 手続費 <sup>※2</sup>	【NTT東日本】	【NTT西日本】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日昼間 : 7,944円 (1.278時間)</li> <li>・ 平日夜間 : 14,403円 (2.013時間)</li> <li>・ 平日深夜 : 22,531円 (2.739時間)</li> <li>・ 土日祝日昼間 : 9,487円 (1.278時間)</li> <li>・ 土日祝日夜間 : 14,942円 (2.013時間)</li> <li>・ 土日祝日深夜 : 23,268円 (2.739時間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日昼間 : 6,750円 (1.113時間)</li> <li>・ 平日夜間 : 16,622円 (2.377時間)</li> <li>・ 平日深夜 : 27,654円 (3.434時間)</li> <li>・ 土日祝日昼間 : 8,078円 (1.113時間)</li> <li>・ 土日祝日夜間 : 17,252円 (2.377時間)</li> <li>・ 土日祝日深夜 : 28,561円 (3.434時間)</li> </ul>

※2 接続工事等時刻指定手続費は、指定された時刻から作業を開始するための事前の準備時間（夜間および深夜の時間帯の手続費には、再出社・再帰宅に要する時間を別途加算）に、作業単金を乗じて算定。

## 6 諮問を要しない理由

本件は、接続約款を変更し、新たに接続専用線（DA128）についても接続工事等時刻指定手続を適用するものであるが、その手続費は、既に接続約款に規定されている接続工事等時刻指定手続費と同様の算定方法により算定されるものであることから、法第169条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号（平成20年9月30日）に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。